

長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診 受診券交付申請について

健診実施期間 令和6年5月10日（金）から10月15日（火）まで

長野市国民健康保険特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の対象者

①長野市国民健康保険の加入者で、年度内に30歳以上の誕生日を迎える人

②後期高齢者医療制度の加入者で、長野市内に住所を有する人

※パート等の勤務先において、職場での定期健診を受診する人は、特定健診を受診する必要はありません。

健診の受診方法などの詳細はこちらをご覧ください。

各種健診のご案内

長野市ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp>

※トップページが表示されたら「特定健診」で検索してください。

WEBからの申請はこちら⇒



- 1 令和6年3月1日現在、上記①又は②に該当していた方に、長野市国保・高齢者医療課から4月末に長野市国保特定健診・後期高齢者健診・30歳代の国保健診の受診券を郵送するほか、3月2日から4月15日までに新規に資格を取得した方へも別途作成して送付します。

※ 令和6年4月16日以降に長野市国保に加入・離脱の届出をした内容は、郵送に反映されません。

- 2 4月16日以降に長野市国保若しくは後期高齢者医療制度（4月15日に長野市国保の資格があった人を除く）に加入した、また受診券を紛失等で、受診券をご希望の人は、表面の受診券交付申請書で申請してください（国保・高齢者医療課又は支所に提出、国保・高齢者医療課に郵送でも可）。後日、受診券を郵送します。

- 3 今年度中に就職、社会保険加入、転出などの予定のある人は、ご注意ください。

会社等に勤務することにより社会保険等に加入した場合、又は家族が加入する社会保険等の扶養家族となった場合、若しくは市外に転出した場合などは、社会保険加入や転出の翌日に長野市国保の資格を喪失します。

資格喪失後は、長野市国保特定健診は受診できません。資格喪失後に受診したことが後日判明した場合には、健診料金の全額（自己負担額を除く）を返納していただくことになります。

- 4 この健診を受診すると、今年度の間人間ドック・脳ドック受診補助は受けられません。

長野市では、この健診と人間ドック・脳ドック受診補助を二重で受けられないことになっています。人間ドック・脳ドックの受診予定のある方は、いずれかを選択してください。

万一、二重補助が判明した場合には、後で受診した市負担額を返納していただきます。

〈お問合せ〉 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613
長野市 国保・高齢者医療課 健診担当
026-224-7241